

## 令和5年度 第3回鶴岡市総合教育会議 会議録

### I 会議結果

- 日時 令和6年1月24日(水)午後1時30分～3時10分
- 場所 鶴岡市役所 本所3階 庁議室
- 出席構成員
- |          |       |
|----------|-------|
| 市長       | 皆川 治  |
| 教育委員会教育長 | 布川 敦  |
| 教育委員会委員  | 百瀬 克浩 |
| 教育委員会委員  | 清野 康子 |
| 教育委員会委員  | 中村 公俊 |
| 教育委員会委員  | 齋藤 美緒 |
- 出席関係者
- |      |       |
|------|-------|
| 副市長  | 阿部 真一 |
| 総務部長 | 森屋 健一 |
| 企画部長 | 上野 修  |
- 傍聴人 13人
- 事務局 教育委員会
- ・進行 教育部長 永壽 祥司
  - ・説明 温海庁舎総務企画課長  
(併)社会教育課主幹 伊藤 隆  
管理課長 清野 健  
学校給食センター所長 小林 尚志
  - ・庶務 管理課課長補佐 奥山 真裕  
管理課庶務係長 長瀬 陽彦

### II 会議次第

- 1 開会
- 2 挨拶 市長、教育長
- 3 協議
  - (1) 報告事項
    - ①地域資源を生かした教育環境の整備による定住促進の取組みについて  
資料No.1-1～1-2
  - (2) 協議事項
    - ①次期「鶴岡市教育大綱※」の骨子について 資料No.2-1～2-3、参考配布1  
(※教育大綱はP12参照)
    - ②学校給食費の無償化について 資料No.3-1～3-2
  - (3) その他
- 4 閉会

## II 次第3 協議 会議録

(教育部長) 協議に先立ち進め方を説明する。本日は報告事項が1点、協議事項が2点である。最初に報告事項について、事務局が説明し質疑を頂きたい。次に協議事項について、それぞれ1項目ずつ区切り事務局が説明した後、教育長、委員、市長の順でご意見を頂きたい。1項目について40分程度を予定する。本日の終了目途は午後3時としているのでよろしくお願いする。なお、資料の修正を申し上げる。資料No.2-3の基本方針⑤、次期大綱の骨子変更案③について、「給食を提供するための設備、施設施設、設備」と重複しており、最初の「設備、施設」を削除願いたい。それでは次第に従い、報告事項①地域資源を生かした教育環境の整備による定住促進の取組みについて、事務局が説明を申し上げる。

(温海庁舎総務企画課長) 資料No.1-1～1-2説明

(市長) 事例集について紹介してもらいたい。

(温海庁舎総務企画課長) 本日資料を持ち合わせていないが、この取組みは内閣府事例集に掲載されたものである。

(教育部長) 事例集については、後ほど教育委員へと総合教育会議のホームページで周知したい。今の説明についてご質問、ご感想はあるか。

(教育長) SEL (Social Emotional Learning) アドバイザーの三森氏と3回ほどお会いし、意見交換をした。私は昭和の終わり頃から温海小学校に勤務し、平成3年から地域とともに「あつみ活動」の実践に取り組んできた。それは、学ぶ力と生きる力のスパイラルの実践として、保育園、小学校、中学校と、地域と家庭の観点で公民館からも関わって頂き、皆が連携しながら、子ども達に気づき考えて接していくもので、青少年赤十字の考え方とも連携させながら取り組んできた。そのことを三森氏に話したところ、当時のその考え方を現代の視点で整理したのが、SELだとお話しされ感銘を受けた。また、温海地域の30代から50代くらいの保護者は小学生の時にその考え方を学んだので、SELを受け入れてもらえる地域だとお話しされていた。SELは、子ども達の能力を大人が上から抑えるのではなく、子ども達から引き出すという考え方なのでとても良いと思う。かつて鼠ヶ関小学校の校長で、今は櫛引東小学校の校長がいるので、櫛引地域でもどうかと話したところ、三森氏から櫛引地域でも講演会をしようと提案があり、SELの広がりが見られたところである。少しずつ、SELの考え方を学校教育の中に取り入れていくことが大事と考えている。良いところは取り入れることが大事であり、SELの考え方は温海地域を盛り上げていく内容になるのではないかと期待している。

(教育部長) 他にご意見、ご感想はあるか。

(清野委員) 小学校、中学校では実際にどのようなことが取り組まれているのか、それとも授業等ではなく、日々、先生達がこのようなマインドなのか、実際に実践していることなどを教えて頂きたい。

(温海庁舎総務企画課長) EQ チェックインについては、小学校で試しに取り組んでいる。今は先生方の過度の負担にならないよう、どのように取り組むかを探っている。SEL の考え方については理解を頂いているが、本格的に子ども達と接するのはこれからとなる。

(教育部長) 他にご意見、ご感想はあるか。

(市長) 先ほどの事例集については、内閣府地方創生推進交付金の優良事例集に令和4年度の実績として掲載されたものである。また、参考だが、温海地域では保育園留学による関係人口創出も行っており、令和5年度、東京都在住の2家族が鼠ヶ関保育園に一週間の保育園留学を行った。子どもの一時預かりと保護者のワーケーションをセットにしたもので、小国地区の楯山荘に滞在された。楯山荘では非日常を味わうことができ魅力を感じたとのコメントも頂いている。保育園関係だが紹介させて頂く。

(教育部長) 次に、協議事項に移る。協議事項①次期「鶴岡市教育大綱」の骨子について、事務局が説明を申し上げる。

(管理課長) 資料No.2-1～2-3、参考配布1説明

(教育部長) 概要説明は以上である。続いて協議、意見交換に入る。それでは教育長から順次お願いする。

(教育長) 教育大綱は5年に1度変更されるものであり、令和6年度から10年度までの計画となる。市総合計画後期基本計画が策定されることに伴いリンクする形での構成となる。教育大綱基本方針のバックグラウンドとして、4点申し上げる。

1点目は、今、先進的な教育と本物の体験を伴った人づくりへの教育が求められている。4年間に渡るコロナ禍により、グローバル化に対応したICT教育が加速度的に推進された。各校で1人1台のタブレット端末を使った新しい教育が展開されている。使いこなすことに目標が行きがちだが、パソコンに振り回されることなく、デジタルの体験と自分の体で実感できる生の体験、この活動のバランスが重要である。例えば、実体験を自分達でまとめて、ZOOMなどデジタル通信で伝えるなど、自分の学校、学級だけでなく、日本中、世界中の子ども達とつながるような交流の場を設けていくことが、これから5年間で飛躍的になるのではないかと捉えている。また、各学校で様々な地域の先生から教えて頂き、畑や田、学校林などで色々な物を作っている。そのような作物による給食だけでなく、自分達で作った地域の作物を使い、食を継承していくことが必要になるのではないか。それが鶴岡の大きな特色

になると思う。ユネスコ食文化創造都市鶴岡の一端を担う内容として、学校が寄与できるのではないかと考えている。

令和7年度から鶴岡型小中一貫教育をスタートさせ、各校、各ブロックの特色を全面的に展開し、教育で地域に人を呼べるような土台作りをしていきたい。本市の小中連携教育は長い時間をかけて今に至る。小中一貫教育もそれなりに時間はかかる。各ブロックの歩みの仕方は色々あると思うが、そのブロックでなければできない特色ある教育を展開していきたい。コミュニティ・スクールも、現在は24校だが令和7年度には37校と全ての学校で予定している。家庭、地域、学校が連携・協力し、気づき・考え・実行できる自立した子ども達を育成し、地域づくりに寄与できればと思い、そのことを盛り込んでいるつもりである。

2点目は、文化活動の継承である。大人が楽しまなければ子どもは楽しめない。大人の格好良いところ、心から楽しんでいる姿を子どもに見せることで、子ども達は憧れを持つ。それが地域文化の継承につながると思う。大人が楽しんで子ども達をその世界に引き込んでもらいたい。現在、地域の先生が学校の先生方と一緒に、子ども達をすばらしい世界に引き込んでいる。それを継続・発展していきたい。中学校の部活動地域移行では、素晴らしいスタッフから子ども達の良さを見出し、子ども達をその気にさせて伸ばしてもらいたい。地域の子どもは地域が育てるを鶴岡の大きな特色として、これから目指していきたい。

3点目は、生涯スポーツである。健康が一番であり、健康寿命をいかに伸ばしていくかが、市として学校として大きな課題である。スポーツに限らず一人ひとりが何か打ち込めるものが必要である。

4点目は、おいしい給食である。子ども達から鶴岡の給食はおいしいと言ってもらえる給食を提供していきたい。学校給食発祥の地として、子ども達にも他の地域にも誇れる環境を作っていきたい。

現在、朝陽第五小学校と学童施設を合築中だが、学校や図書館、中央公民館など公共施設整備の土台となる大事な5年間になると考える。市民の声を反映させながら、教育は人づくりだが環境づくりにも努めていきたい。その思いを基本理念に反映させたので、皆様からご意見を頂きたい。

(教育部長) 次に、百瀬委員から願います。

(百瀬委員) 教育大綱の改定の中身について、3点申し上げる。

1点目は、基本理念について人づくりとまちづくりの2段構えにし、「鶴岡の未来をひらく」と加えた点を評価する。将来予測が困難で、少子化・高齢化、人口減少、グローバル化の進展などは社会の課題として継続的に掲げられているなかで、この社会を持続的に発展させていくためには、来る Society5.0 において、一人ひとりの生産性向上と多様な社会参画の促進、社会課題の解決と経済成長を結び付ける新たなイノベーションの推進を実現していくことが必要である。そのためには人の力が不可欠であり、人への投資を通じて、社会の持続的発展を生み出す人材、言わば持続可能な社会の創り手を育成していくことが求められている。本市においても、未来の鶴岡をひらき、持続可能な社会に発展させていく創り手を育成してい

くことが求められている。その創り手になることを目指すという考え方が非常に重要になるので、この変更は大変時宜を得たものとする。可能であれば、そのような取組みを基本方針①②の文章で表してみてもよいのではないかと。

2点目は、基本方針①-②に「ICTの活用」が加えられているが、この部分を「教育DXの推進」と捉えてみてはどうか。これまで、GIGAスクール構想やコロナ禍への対応による1人1台端末実現など、ICT環境整備が飛躍的に進んだ。今後、Society5.0の社会では、DXに加え、仮想空間と言われるメタバースの活用、分散型インターネットと言われるWeb3.0の推進などの環境整備が加速すると予測されている。このような中で、教育分野でICT活用することは特別なことではなく、日常化するなどデジタル化をさらに推進していくことが求められる。さらにデジタル機器・教材の活用はあくまで手段であり、デジタルを活用し問題解決や価値創造ができる人材育成こそが目指されていくので、「教育DXの推進」という表現はどうか。

3点目は、基本方針②-③に「社会教育施設が地域社会に役立つ機能を発揮するための」とあるが、地域社会に役立たない社会教育施設はなく、当たり前のことが記述されている感じを受ける。例えば「社会教育施設が豊かな地域社会づくりを推進していく事業の運営体制を整備する」などの内容とすべきではないかと。

(教育部長) 次に、清野委員から願います。

(清野委員) 順次、気になった点を申し上げる。

基本理念について、「鶴岡の未来をひらく」は、子どもの視点ではなく策定側の強い思いが入っていると感じる。教育大綱は誰のために作るのかを考えた場合、上位計画の総合計画を受けて、少子化や人口減少という喫緊の課題に対応するという思いから、まちづくりという説明もあったが、子どもの未来を考えるならば、「子どもの未来をひらく」「日本の未来をひらく」「世界に羽ばたく」など大きな目標になることから、「鶴岡の未来をひらく」は子どもの視点ではないと感じた。鶴岡の未来をひらくことは大事で、子どもに期待していることは分かるが、子ども達にとって狭い目標であり、保護者としても違う視点があるのではないかと。また、鶴岡の未来をひらくのは、鶴岡で教育を受けた人ばかりではないので、「鶴岡の未来をひらく」がしっくりこない。「鶴岡」を取り「未来をひらく」とすることも考えられるが、「鶴岡の未来をひらく」は「鶴岡を愛する」の中に含まれていると考える。鶴岡のことが好きであれば、ずっと鶴岡に住みたいと思うし、住まないとしても大学等で鶴岡を離れても戻ってくると思う。さらに、鶴岡が好きだけどやりたいことが鶴岡にない場合、鶴岡には住まないが、好きな鶴岡を国内外に宣伝できる子になるのではないだろうか。以上から「鶴岡の未来をひらく」は少し狭い表現と感じるところである。

教育委員会基本方針は4つの柱であるが、教育大綱基本方針は5つの柱となっている。必ずしも同じである必要はないと思うがどうか。また、教育委員会基本方針②に「市民の」が記載されていないが、教育大綱基本方針②には「市民の」が入っていることが気になった。一致する必要があるかどうか。

基本理念は「ふるさと鶴岡を愛し鶴岡の未来をひらく、いのち輝く人づくり」となっているが、骨子レベルでキラキラ感が伝わってこない。「いのち輝く」ことが、基本理念の骨子だけを見ると伝わってこない感じがする。ただし、教育委員会基本方針を見れば、もっと詳しく書かれているので伝わってくるが、骨子だけでは伝わってこない。

基本方針①-①に小中一貫教育が加わり、「小中連携教育から小中一貫教育への深化を含め、藩校「致道館」の教育の理念に基づく教育風土を継承し」となったが、この文章の意味が分からない。小中一貫教育において、特に致道館教育のことは触れられていないと思うので、小中一貫教育と藩校致道館の教育の理念は別の項目にすればよいのではないか。

基本方針①-②も同様に項目をさらに分ければ、分かりやすく具体的になると思うが、「将来を見据えた事業」とあるので併記でも良いと思う。ただし「配慮した取組みなどの課題」とあるが、取組みは課題ではなく、「取組みにおける課題」ではないか。

基本方針①-④・⑤は、大きな課題と捉えられているのか分からないが、骨子としてはピンポイント過ぎる感じがする。抽象的になるが、例えば「誰一人取り残さない教育環境の整備と充実推進」など大きな視点で捉えられないか。また、基本方針①-④の「就学や発達等に課題を抱える児童生徒の保護者との連携」とあるが、保護者との連携は、課題を抱える保護者だけでなく、全ての保護者と連携すると思うので、この表現は限定されている印象を受ける。また、世間で問題視されている「いじめ、不登校への対応」についての項目があっても良いのではないか。

基本方針④-③・④だが、④の「市民がスポーツ活動ができる環境の整備」が、③の前半と重複しないか。教育委員会基本方針では、スポーツ少年団の支援等について述べられているので、そのことが含まれる文章になるのではないか。

基本方針⑤-②だが、基本方針「教育関係施設の適切な維持と最適な配置の推進」と、骨子「様々な学習情報の提供による市民の学習、交流の促進と地域づくりを支える学習活動の拠点づくりの推進」が合わない感じがするため、基本方針②の骨子の方がなじみやすいと考える。

全体について項目の附番が全て丸数字なので、別にしたほうがよい。

(教育部長) 次に、中村委員から願います。

(中村委員) 教育大綱の骨子の変更案について文言や表現で気になったところはない。清野委員の指摘と同様、基本方針④-③、④の違いが分かりにくいと感じた。

(教育部長) 次に、斎藤委員から願います。

(斎藤委員) 教育大綱の骨子の変更案に意見はないが、中身で感じたことを2点お伝えする。

1点目は、基本方針①に関連することだが、先日、致道館中学校の選抜試験が実施され結果が発表された。受験された子ども達や保護者の中には勉強に対して意欲的、積極的なご家庭が多いと感じている。この子ども達が致道館中学校に進学することにより、勉強の面で引

っ張てくれる子どもがいなくなり、今の学校のレベルを維持できるか心配である。基本方針①-①に「意欲と活力あふれる子どもを育成」とあり、今年度の教育委員会重点施策の中でも様々取り組まれているが、今後一層、力を入れていく必要があると思う。

2点目は、基本方針②に関連し、現大綱から継続する内容の「家庭の教育力を高め」についてである。私は音楽を通して子どもや保護者と関わる仕事をし、場合によっては義務教育9年間以上にわたり関わることもあるが、そのような経験を踏まえ、また自分の子どもを通し学校の現場を見たときに、家庭の教育力は改めて大事と認識している。文部科学省ホームページでは、「家庭は子ども達の健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点」とある。教育委員会重点施策においても家庭教育推進事業として具体的に取られ、自分も参加し学んでいるが、子どもの教育の基盤は保護者と実感している。保護者の教育は難しいところもあるが、もっと力を注ぐべきではないか。

(教育部長) 次に、市長からお願いする。

(市長) 各委員の意見を踏まえ、市総合計画後期基本計画が令和6年度からスタートするので、しっかりとした教育大綱に仕上げてもらい、市長部局と教育委員会部局が連携し、各種施策に取り組みたい。教育DXや細かな文言の指摘を踏まえ、文章を的確に調整してもらいたい。5つの基本方針に従い、順に申し上げる。

基本方針①について、小中一貫教育は画一的なものではなく、また、一斉導入にこだわるものでもないと考えている。各地域や学校の自主性、個性を伸ばすために、教育委員会が現場と十分に意見交換しながら進めることを期待する。また食育活動の充実、学校給食の発祥の地らしい給食の提供は、これから整備する給食センターに関連し重要な点なので、しっかりと位置付けてもらいたい。

基本方針②について、新しい図書館は、今後のまちづくりにとって重要な役割を果たすので、市長部局と教育委員会部局がしっかり連携し取り組んでいきたい。コミュニティ・スクールの、小中一貫教育と両立するものと思うので、しっかりと位置付け推進してもらいたい。

今回、教育委員会が人づくりとまちづくりの視点を掲げたことは重要と考えるが、基本方針③では文化芸術の保全が重要である。先日、笹巻が国登録無形民俗文化財になったが、保全継承のために、いかに利活用し交流を図るかが重要なので、しっかり取り組んでもらいたい。

基本方針④について、ここの骨子だけ頭出しが全て市民となっている。例えばスポーツ交流は市民だけではないので文言を確認してもらいたい。健康行政とのつながり、地域活性化、交流人口を増やす視点は重要なので、そのような視点と委員からの指摘について検討してもらいたい。

基本方針⑤について、教育行政、教育施策を進めるためにも、教育施設も含めた公共施設全般の維持管理、整備が重要である。今、教育関係施設の整備検討がいろいろと進められているので、市長部局と教育委員会部局が連携を密にしっかりと進める必要がある。

(教育部長) 皆様から発言頂いたが、関連して何か他に発言はあるか。なければ、本日の議論、協議を受けて、2月、3月の定例教育委員会で協議させて頂きたい。また事務局では、委員のご指摘について確認しながら修正案を相談させて頂き、定例教育委員会での議論を踏まえて、最終的な大綱を取りまとめていきたい。次に、協議事項②学校給食費の無償化について、事務局が説明申し上げる。

(学校給食センター所長) 資料No.3-1～3-2説明

(教育部長) 概要説明は以上である。学校給食費の無償化については、これまで教育委員会内部でも意見交換してきたが、今後の取組みについて、改めて総合教育会議の場で協議したい。それでは教育長から順次お願いする。

(教育長) 皆川市長が、こどもまんなか応援サポーターに就任されているが、少子化が進み、少ない子ども達だからこそ、もっと大事に育ててお金もかけていく必要がある。今まで以上に手をかけ、お金をかけて、子ども達の質を高めていく必要性が課せられてくると考える。鶴岡の子ども達は学力だけでなく、総合的な人間力のレベルも高いと評価される教育をしていかなければならない。何ごとにも意欲的に取り組む子ども達を育てていけば、鶴岡に住みたい、鶴岡で育ててみたいという人達が増えてくるのではないか。その一端として、学校給食の無償化が挙げられると思う。毎月の学校集金の約半分、50%を無償化できれば、保護者は鶴岡で良かったと思うのではないだろうか。また、提供される給食がおいしければ、子ども達は鶴岡の給食を食べることができて良かったと感じ、なおさら、将来的に鶴岡を選ぶようになってくるのではないだろうか。無償化になれば、教職員の働き方改革にも貢献できる。食数の報告は担任がしなければならぬが、今までの手間を考えれば僅かの作業である。恒常的な無償化の実施をお願いできればありがたい。

(教育部長) 次に、百瀬委員からお願いする。

(百瀬委員) これまでの少子化対策について、国でもかなり前から現状を把握し多くの施策を講じてきたがなかなか成果が現れず、出生数も減少を続け、令和4年度には全国で80万人を切っている。しかも、人口維持のためには概ね2人以上が必要とされる合計特殊出生率についても1.26人という状況である。このまま出生数の減少が続けば、少子化傾向を大幅に改善することは不可能となり、これから2030年までの6年間で非常に重要な時期と言われている。この状況は、本市においても喫緊の課題となっている。このような状況の中、昨年、皆川市長自ら、こどもまんなか応援サポーターに就任され、市を挙げて、こどもまんなか社会の実現に取り組まれることは、このような傾向を改善していくうえで、非常に大きな期待が寄せられているものと捉えている。

今回の学校給食費無償化は、資料のとおり子育てしやすい環境を整備し、家庭の経済的格差によらずに子どもの成長や発達を支えていくなど、未来社会を創る人材を育てていく子育て

てを社会全体で支えていく施策であり、少子化対策に結び付く効果が期待される取組みと  
思っている。このたびの新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢に伴う円安・物価高  
騰は、収入水準が低い世帯やひとり親世帯にとって家計負担が大きく、また、多子世帯では  
その負担感はさらに増し、一部の家庭では給食費が家計への影響を及ぼすことで、子ども達  
に必要な学びの機会が奪われる例があると聞いている。学校給食費無償化によりこの負担を  
無くしていくことで、子ども達に学びの機会や成長に必要な費用を割り当てることが可能と  
なる。また、給食費の請求や集金、滞納の催促は、教職員にとってかなり大きな時間と精神的  
負担になっていると聞いているので、学校給食費無償化によりその負担が無くなり、その  
分、教職員は時間やエネルギーを本来業務である授業や生徒の指導・支援に向けられるによ  
うになってもらいたい。

一方、給食費無償化を継続するためには財源確保が必要であり、大変大きな課題と考える。  
未来の社会を創るのは人であり、その人を育てていく環境を社会全体で支援していくとい  
うことは、長期的なビジョンに立つと優先度が高い重要な政策と考える。国への財政的な働き  
かけを行いながら全庁的な政策予算として位置付け、他の課題とあわせて建設的にご検討頂  
き、学校給食費の無償化をぜひ実現して頂くことをお願いしたい。

(教育部長) 次に、清野委員から願います。

(清野委員) こどもまんなか社会を国が推進していることとあわせて、市長自身がこどもまんな  
か応援サポーターに就任されていること、また、第1回鶴岡市総合教育会議において、鶴岡  
市が選ばれることを意識することからも、学校給食費の無償化は大事である。

資料に示されている意義や効果はもちろんだが、教育大綱には、学校給食発祥の地である  
ことや子育てにかかる経済負担の軽減が述べられている。加えて、本市は日本で最初のユネ  
スコ食文化創造都市に認定され、また、笹巻が東北初に登録無形民俗文化財に認定された。  
本市が給食費の無償化を継続することは、食を大切にしているという意味からも、とても意  
義があるのではないか。

先生と子どもの視点からも、本来の先生の業務ができ、子どもと関わる時間も増えること  
は両者にとって良いことだと思う。保護者の視点でも、学校給食そのものは大変ありがたく、  
その費用が無償になれば、どれほどうれしかと考える。小学校では月 5,000 円、中学校で  
は月 6,300 円だが、小学校の 6 年間、中学校の 3 年間の年単位で考えれば大きな額である。  
家庭それぞれで使い方があると思うが、無償化分が子ども達に還元されたら、子ども達の未  
来もひらかれるのではないか。

一方、大事なことは感謝の気持ちで、資料にもあるが無償化は普通ではないこと、つまり、  
一般の飲食店では食べたものの対価として代金を支払うものであり、これまで、食材の生産  
者や給食センターの人に対して感謝の気持ちは持っていたと思うが、多くの人に支えられて  
いることを、子どもと保護者に伝えていかなければならない。

無償化の財源確保は簡単ではないと思う。小中学校の 9 年間となれば市としては大きな出  
費となるが、子どもにかけるお金は将来への投資になるので、大きな視点で捉えることが大

事ではないか。財源確保のために、教育行政において子どもに関する他の施策にしわ寄せが無いように、子ども達のあらゆる可能性を大事にしてもらいたい。

(教育部長) 次に、中村委員から願います。

(中村委員) 学校給食費の無償化を継続することについて、他の委員と同じ考えである。資料No. 3-1(1)(2)の意義は大変理解できる。(2)「市内すべての子供たちが同じ食事を摂ることにより」の行で感じたことは、アレルギー等の理由で学校給食を欠食している子ども、例えば、お弁当を持たせている児童のいる家庭に給食費相当分の支給や支援があるのかどうか。(1)に「保護者負担の軽減を図る」とあるので、弁当をもって学校に通わせている家庭に関係がないとすれば残念に感じる。現状として、お弁当を持ってくる児童がどれだけいるのか分からないが、いなくても今後の可能性はあるので、その対応等を考えて頂き進めてもらいたい。また、アレルギー以外の諸事情で弁当を持ってきている場合もあり、他の支援でもともと給食費が無償になっている家庭もあると思うので、その状況を整理し対応を考えてもらいたい。

資料No.3-2(1)(2)のようにメリットはたくさんあるが、問題は財政負担の増加である。もし食材費や調理費が削減されるとすれば、子ども達の成長に欠かせない十分な栄養を摂ることができる給食を提供する意義を失う。幸い、鶴岡は食の都であり、鶴岡の利点を生かし、新鮮で高品質な食材を使用した給食の維持向上につながる体制を考えていくことで解決できると信じる。財源の問題はどの自治体も頭を悩ませているので、本市でも給食費無償化も含め教育環境を整えて、子育て世代に選ばれる地域づくりを目標に検討していくしかないのではないだろうか。他にも教育施設や教育施策にお金はかかるので、教育全体の質が低下するような資金不足にならないよう、目標を見失わないように財源確保をして頂きたい。

(教育部長) 次に、斎藤委員から願います。

(斎藤委員) 物価高騰対策として令和4年秋から無償化を経験しているが、大変ありがたい取り組みである。資料にある無償化の意義に挙げられているように、家計負担の軽減を実感している。様々な感じ方はあるが、子育てにお金はかかると思う。成人になるまでの子育てにかかる費用のうち学校給食費は一部かもしれないが、無償化されることで保護者の経済的負担の軽減につながり、また、これから子育てを始めようとする世代に選ばれる1つの大きなポイントにつながらうれしい。

もう1つは、給食費無償化によって先生方の働き方改革につながる意義である。給食費の管理がいかに大変であるかについて、この会議の説明を受けて初めて知った。保護者は学校関係者でない限り、先生達の大変さを分からずに過ごしていると思う。無償化になることで、そのような時間が子ども達に向けられれば、保護者としてうれしいことであるし、また、先生になりたいという若い人達も増えるなどプラスに働く要素の1つになればうれしい。

課題は財源であり、不安も感じる。無償化の財源確保のために、教育に関わる他の予算が削られてしまうことは悲しいし、安さだけを求めて質を下げれば、栄養や食の安全な

どの給食の意義が半減してしまうのではないかと不安を感じる。

(教育部長) 次に、市長から願います。

(市長) 各委員から重要なご意見、コメントを頂いたと受け止めている。本市には、日本における学校給食発祥の地という歴史的事実がある。また、生産者の方や給食を作る方、広く捉えれば歴史的にこのような仕組みを作った先人がいて、今年、学校給食法が成立し70周年となる。また、本市はユネスコ食文化創造都市に国内初で認定され10周年になるので、この節目の年にご指摘頂いた点を踏まえて、今後、議会に提案できるようにしっかり調整しなければならないと考える。学校給食無償化によって、その恩恵が直接的には保護者だが、子ども達にも届くような行政を肝に銘じなければならない。学校給食の発祥の地らしい、ユネスコ食文化創造都市らしい、日本一おいしい給食は質が重要なので、今後、学校給食を応援する方、サポーターなどを考えていくことも行政の課題と考えている。貴重なご意見に感謝する。

(教育部長) 予定していた協議題は以上であるが、他にご発言はあるか。ないので、これで第3回鶴岡市総合教育会議を閉会する。ご出席の皆様にご挨拶申し上げます。

## 「教育大綱」とは

教育大綱とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められているもので、鶴岡市教育大綱は本市の総合計画の教育、学術、文化の振興等に関する内容に即し、本市の教育目標、教育施策の根本となる方針の概要を示しています。

### 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

### 『教育基本法』

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。